

農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成10年3月

三重県

農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

第1 基本的考え方

本県は、美しい自然、豊かな文化、多様な産業、温かい人情など優れた条件に恵まれており、これらの条件を活かし、文化性、快適性を高め、いきいきと躍動する三重県を築くことが重要となっている。

このような中、近年、余暇時間の増大や心の豊かさへの国民の価値観の変化等に伴い、農山漁村への期待や関心の高まりが見られ、都市住民を中心に、余暇を活用して農山漁村に滞在し、農作業体験等地域の農林水産業や自然を体験し、これに親しもうとする動きが見られる。

このように、農山漁村での滞在型の余暇活動は、きたるべき21世紀に向けて、ゆとりある県民生活を実現する上で極めて重要な要素であると共に、それを受け入れる農山漁村においては、交流施設の整備や農産物等の販路拡大等、地域資源の活用によって、都市住民との交流を促進することが地域の活性化の有力な手段となるものである。県としては、県土の均衡ある発展を実現するために、県土の半分以上を占める中山間地域を中心とした地域の活性化を図ることが極めて重要であると位置付け、中山間地域を中心とした市町村ごとに農山漁村滞在型余暇活動にかかる整備を推進すると共に今後、河川流域、主要道路沿線、海岸地域あるいは伊賀地域、中南勢地域、紀州地域など、より広域的な取り組みや和歌山県、奈良県等近畿圏との連携を推進することによって、それぞれの広域的地域の持つ多様な資源を活かすこととする。

また、地域社会の維持向上に努めるため、高齢者の豊富な知識や体験を地域振興に役立て「都市との交流と地域住民生活が調和し、安全、快適、ゆとり、うるおいと活力のある美しい地域」をつくり上げるため、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の促進を積極的に図ることとする。

第2 目標達成のための基本的推進方向

- 1 農山漁村の住民のコンセンサスを得るよう意識の醸成を図ると共に、地域住民の取り組みを基本として、多様な交流を推進する。
- 2 多様な交流を通じて、都市住民等が農山漁村の持つ機能・役割について理解を深める取り組みを行うと共に地域住民自らが農山漁村のあり方を再認識する取り組みを行う。
- 3 地域の交流資源の把握、ニーズに対応した交流手法の検討を進めつつ、交流施設・環境施設の整備を推進する。
- 4 人材の育成を推進する。
- 5 県及び市町村の推進体制の整備を図る。
- 6 情報発信機能の強化を図る。
- 7 地域資源の発掘を図る。

第3 目標達成のための当面の方策

地域振興5法による諸制度や各種補助事業により、当面、都市との交流の核となる公共の施設の整備に対して積極的に支援し、地域への入り込み客の増加を図り、体験型農林漁家民宿の経営を軌道に乗せるための基礎作りを行うものとする。

第4 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項

本県の農村は、鈴鹿山脈から伊勢湾に向かって広がる伊勢平野と近畿地方とのつながりが大きい伊賀盆地、狭小な農地が散在する志摩、紀州地域に散在し、それぞれ特色ある特産物を生産している。伊勢平野では、稲作を中心に茶、花き・花木、いちご、トマト、梨の栽培と酪農及び肉用牛肥育が盛んで、いちご、梨については観光農業も展開されている。伊賀盆地では稲作を中心に肉用牛、養豚、ぶどう等が生産され、総合的な都市との交流事業に取り組む生産者も現れている。志摩、紀州地域ではいちご栽培や畑地を利用したかんきつ栽培が盛んで、みかん狩りを始め「年中みかんのとれる町」としてPRに努める市町村もある。また、県全体として農産物加工の事業展開も盛んになりつつある。

このような中、都市との交流事業を地域の新たな活性化対策として積極的に取り組む市町村は、中南勢地域の中山間部、紀州地域に多く、これまで基幹的交流施設の整備が図られつつあり、今後、これら基幹的施設と周辺整備、地域の人々とのかかわり、広域的連携、特産品の開発、販路拡大等を推進して行くことが、重要となってきている。このため、次の事項を推進するものとする。

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動を推進する地域は、次のような性格、機能の整備を進めるものとする。

(1) 良好な農村景観の形成

美しい景観形成や秩序ある土地利用に配慮し、農業資源と周囲の環境が一体となる整備を進める。

(2) 交流施設と地域住民とのかかわりを重視した地域づくり

交流施設への入り込み客に対して、地域の農業者等による農業体験指導等や地域に伝承されている食、工芸、芸能等の文化の提供により、地域住民と都市住民との相互理解を深める対策を進める。

(3) 広域的視点に立った交流事業の展開

それぞれの市町村に存する地域資源（景観、史跡、名所、特産物、祭り、イベント等）を有効に活用し、周年的な施設の利用を図るため、広域的な取り組みを進める。

(4) 地域特産物の販路拡大

交流施設等への入り込み客に対し販売する特産物の開発に努めると共に、販売施設の整備、生産グループの育成に努める。

(5) 新たな地域の活性化主体となる第3セクターの活用

地域住民による体験型農林漁業民宿等を支援するため、交流施設の運営主体として第3セクターの設立をうながし、官民共同による地域おこしを推進し、若者に魅力ある就労の場の確保に努める。

(6) 農作業体験等交流施設の総合的、一体的整備

農業・農村に関する体験施設や附帯する販売、飲食、休憩宿泊施設等が総合的、一体的に整備され、これら施設整備と併せて、地域の農業者等による農業体験指導等、質の高いサービスの提供が行われるなど、全体として魅力ある地域づくりを図る。

(7) 地域資源の活用

地域の農業生産活動や自然資源、地域で伝承されている食、工芸、芸能等の文化といった地域の諸資源を活かしつつ、地域の特性を最大限に発揮し独自性に満ちた多様な余暇活動の提供に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は次の事項に留意しつつ、計画的、一体的な整備に努めるものとする。

(1) 県全体の進め方（県が推進する項目）

ア 県下の市町村を自然景観、交通事情、河川流域等の特色によりゾーン分けし、市町村への周知徹底を図る。

イ ゾーン分けした広域市町村圏の特色をさらに明確にした整備を推進する。

ウ 広域市町村圏の連携を検討する。

(2) 地域ごとの進め方

ア 地域資源の活用を一層進めるため、農業者等地域住民の意見を十分反映させ、主体性と創意工夫に満ちた計画づくりを推進する。また、市町村、農業団体等との連携、組織化を積極的に推進し、実効ある実施に努める。

イ 地域の特産物の生産、開発を積極的に進め、これら特産物を販売する施設等で積極的に販売することによって、地域住民と施設等とのかかわりを重視した取り組みを進め、地域の農業及び関連産業の振興に努める。

ウ イベントの開催等を通じて都市住民とのふれあいを図り、農林業等に対する相互理解を深める活動を行う。また、各種施設の運営、イベント開催のための人材の育成及び女性・高齢者等の能力発揮の場の確保に努める。

エ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整を行い、土地利用関係法令の適切な運用により、秩序ある土地利用の推進に努めると共に自然環境、景観の保全との調和を考慮した整備を進める。

オ 整備地区の機能を一層発展させるため、情報の受発信（PR）を効果的に行うことに努めると共に、近隣市町村との広域的取り組みに努める。

3 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という）の設定に関する事項

整備地区は、次の要件を満たす地域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内であって、農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ有効に利用されていること又は耕作放棄地等の解消に積極的に努めていること。
- (2) 農地等と周辺の自然景観が調和し良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 農村滞在型余暇活動への取り組みに対する地域の人々の関心が高く、この役割を担う人材（伝統文化、農林業等の体験指導）がいること又は見込めること。
- (4) 自然的・経済的・社会的諸条件からみて、地域の振興を図るため、一体として農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当と認められる地区であること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 農業者等の合意形成が図られていること。

イ 農業生産活動及び伝統文化等の地域社会活動が活発に行われていること。

ウ 市町村内において複数の整備地区を規定する場合は、それらの地区が有機的な連携に努めること。

エ 市町村外の整備地区との有機的連携に努めること。

4 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源、林地、水辺等の有する多面的な機能の十分な発揮を図るものとする。

多面的機能とは、

ア 国土保全（洪水防止、侵食防止、土砂崩れ防止等）

- イ 環境保全（大気水質保全、動植物保全等）
- ウ 生活環境保全（やすらぎ、親水空間等）
- エ 学習空間（動植物の観察等）
- オ 景観形成、観光資源（棚田、オーナー田等）
- カ 農林業の生産基盤

(2) 土地利用の方針

農用地その他の農業資源等の機能を増進するため、地域住民活動の活性化を図ると共に、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

5 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民の意向が十分反映されるよう努めるものとする。
特に女性、高齢者、若者の能力の発揮の場の確保に配慮するものとする。
- (2) 地域に存する特産物又は、これらの特産物の加工等地域の農業生産と有機的に結びついた施設の整備に努めるものとする。
- (3) 都市住民のニーズに対応した体験ができるよう、地域住民の創意と工夫により新たな特産品の開発、イベントの開催等を通じて相互理解を深める取り組みに努めるものとする。
- (4) 周年的活用が図られるよう機能、内容等について十分検討するものとする。（例：四季を通じた花・花木の植栽を行う）
- (5) 既存の施設との調和と連携を積極的に図るものとする。
- (6) 広域的連携を積極的に図るものとする。
- (7) 地域の自然環境、景観との調和に配慮した施設の整備に努めるものとする。
- (8) 都市住民等が滞在し、農業の体験及びその他の農業、農村地域社会に対する理解を深めるための取り組みを図るものとする。

6 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画、その他の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村は、関係機関から構成する支援組織を設置し農業者等に対して指導、助言を行うと共に、各施設のPRの積極的な取り組みに努めるものとする。

第5 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項

本県の山村では、気候、風土など自然条件に恵まれ、古くからスギ、ヒノキなどを中心とした人工造林が行われてきており、全国有数の林業県となっている。また、変化に富む海岸線や山岳に囲まれ、四季を通じて自然を楽しむことができる。

近年、余暇時間の増大や環境保全に対する関心の高まりから、森林とのふれあいや、林業に対する認識が深まりつつある。このようなことから、山村の持つ多面的な資源を活かす取り組みとして林業体験、森林浴、自然観察、きのこ栽培等地域の特色を組み入れた滞在型の余暇活動のあり方を検討し、地域の活性化を進めるものとする。

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第4の1と同様であるが、そのほか、次のような機能の確保をめざすものとする。

ア 都市住民が余暇時間を活用して山村で滞在して活動できるよう地域の特性を活かし、多様な森林資源の整備をし、美しい山村景観の形成と体験交流施設の整備を進めるものとする。

イ 都市住民と地域住民との相互理解を深めるため、森林・林業体験の指導、案内者等の人材の育成に努めるものとする。

ウ 施設等の整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保等、地域の活性化の進展が図られるよう努めるものとする。

(2) 山村滞在型余暇活動に資する機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資する機能の整備の進め方については第4の2と同様であるが、そのほか、次のような点に留意し、進めるものとする。

ア 地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の整備、森林法等関係法令との適正な調整により、森林の多面的な機能の発揮に努める。

イ 交流体験施設の整備に当たっては、地域の森林所有者、森林組合等の意向を十分勘案して、森林の保健文化的機能の発揮ができるよう一体的な整備に努めるものとする。

ウ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定し、区域の明示、作業内容や手順について適切な指導等を通じて、快適で安全な体験を提供するための措置に努める。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第4の5と同様の考え方にに基づき行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

第4の3、4、6の考え方に留意すると共に、そのほか、森林の保全・維持を図り、森林の現に有している多面的機能の高度発揮に努めると共に、都市住民等の余暇活動が地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動を阻害することのないように配慮するものとする。

第6 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項

本県の漁村は、伊勢湾沿岸から熊野灘沿岸にかけて南北に長く散在し、特に、伊勢志摩から東紀州地域にかけては、リアス式海岸を形成し、多くの漁港及び良好な漁場を有していることから、その景観とともに、豊かな海の幸（真珠、カキ、イセエビ、タイ、ブリ等）に魅かれて多くの観光客が訪れる地域となっている。また、近年は、リゾート開発が進み、大規模なテーマパーク、リゾートホテルが整備されている。これまでも、当地域では、こうした状況を活かし、漁家、農家が民宿経営を手がけ、成功している地域であるが、体験型の民宿は限られたものとなっている。

このため、都市住民等のニーズに対応した体験型の余暇活動の整備を進め、より多い入り込み客を集客し、幅広い地域での余暇活動の展開を図るものとする。

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては第4の1と同様な考え方にに基づき進めるが、そのほか、次のような機能の確保に努めるものとする。

ア 都市住民等に漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう人材の育成を図ると共に良好な漁村景観の形成が図られる整備に努めるものとする。

イ その整備が漁業者や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化が図られるものとする。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については第4の2と同様な考え方にに基づき進めるが、そのほか、整備を進めるに当たって、特に地域の漁業者、漁業協同組合等と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある整備に努めるものとする。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては第4の5と同様な考え方にに基づき進めるものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

第4の3、4、6と同様な考え方に留意すると共に、そのほか、漁村滞在型余暇活動のための機能の整備に当たっては、特に、以下の点に留意することとする。

ア 漁業の健全な発展との調和

漁村滞在型余暇活動に資するための施設等の整備が、地域の漁業生産と有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮するものとする。一方、同機能の整備に当たっては、漁場利用との調整、優良漁場環境の維持・保全に努めると共に、都市住民等の余暇活動が地域の漁業生産活動を阻害することがないように配慮するものとする。

イ 地域振興又は整備に関する計画との調和

漁港整備計画、その他の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

第7 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の成果を確保するため、施設等運営や集客に工夫を図ると共に、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。特に、市町村の実施する交流施設と地域住民、民間企業との連携を深めるため、第3セクターによる交流施設の運営を推進すると共に、農林漁家体験民宿等との連携を深め、滞在型余暇活動の推進を図る。

2 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフレット、地区、施設等の案内板等の表示方法や人材の養成に配慮するものとする。

3 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者に対して指導、助言等を行うなど農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。